○農林水産省告示第千八百八十四号

農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）第三十三条第一項及び第三十四条の三第一項の規定に基づき、昭和三十年十月一日農林省告示第七百七十八号（農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十八年十月一日から施行する。

平成二十八年九月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一の家畜共済診療点数表を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十五号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項の規定に基づき、指定市町村を次のとおり指定したので、農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第九条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年九月三十日

農林水産大臣　山本　有二

指定する市町村	指定の効力が生ずる日
北海道七飯町	平成二十八年十月一日
福井県鯖江市	
岐阜県岐阜市	
三重県明和町	
玉城町	
滋賀県近江八幡市	平成二十九年一月一日
島根県松江市	
富山県富山市	
兵庫県神戸市	平成二十九年四月一日
埼玉県蓮田市	
愛知県一宮市	

○農林水産省告示第千八百八十六号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項の規定に基づき、同項に規定する指定市町村を次のとおり指定したので、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）第十三条の三第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年九月三十日

農林水産大臣　山本　有二

指定する市町村	指定の効力が生ずる日
北海道七飯町	平成二十八年十月一日
福井県鯖江市	
滋賀県近江八幡市	
富山県富山市	平成二十九年一月一日
兵庫県神戸市	

○農林水産省告示第千八百八十七号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第三条第一項、第九条第二項、第十一条第一項、第十五条第三項、第二十四条第一項、第二十五条第一項第一号、第二十六条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づき、平成二十八砂糖年度に係る同法第三条第一項の砂糖調整基準価格、同法第九条第一項第一号の指定糖調整率、同法第十一条第一項の異性化糖調整基準価格、同法第十五条第一項第一号の異性化糖調整率並びに同法第二十四条第一項及び第二十五条第一項第一号の農林水産大臣が定める額並びに平成二十八でん粉年度に係る同法第二十六条第一項のでん粉調整基準価格及び同法第三十一条第一項第一号の指定でん粉等調整率を次のように定めたので、同法第三条第四項（同法第九条第四項、第十五条第四項、第二十六条第三項及び第三十一条第三項において準用する場合を含む。）、第十一条第五項及び第二十四条第三項（同法第二十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、告示する。

平成二十八年九月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　砂糖調整基準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一五三、二〇〇円

二　指定糖調整率　百分の三七・〇〇

三　異性化糖調整基準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一七七、八二二円（うち消費税額及び地方消費税額分　一三、一七二円）

四　異性化糖調整率　百分の一五・一五

五　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十四条第一項の農林水産大臣が定める額　一、〇〇〇キログラムにつき二五、五四四円（ただし、同項の規定による砂糖年度を区分した期間ごとに、同項の規定に基づき指定糖輸入申告者等に通知した数量の合計数量が輸入に係る砂糖につき農林水産大臣が定める数量に達しない場合には、当該農林水産大臣が定める数量から当該通知した数量の合計数量を控除した数量に係る額については、当該砂糖年度を区分した期間ごとに二五、五四四円を超えない範囲内において農林水産大臣が別に定める額とする。）

六　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十五条第一項第一号の農林水産大臣が定める額

一、〇〇〇キログラムにつき一、七八八円（うち消費税額及び地方消費税額分　一三二円）

七　でん粉調整基準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一五一、六一〇円

八　指定でん粉等調整率　百分の五・八〇三

○農林水産省告示第千八百八十八号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十二条第二項及び第三十六条第二項の規定に基づき、平成二十八砂糖年度に係る国内産糖交付金及び平成二十八でん粉年度に係る国内産いもでん粉交付金の単価を次のように定めたので、同法第二十二条第三項及び第三十六条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年九月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　てん菜を原料として製造される国内産糖

正味一、〇〇〇キログラムにつき　二〇、六一八円

二　さとうきびを原料として製造される国内産糖

㈠　鹿児島県

1　種子島において製造されるもの　正味一、〇〇〇キログラムにつき　五四、三一二円

2　奄美大島において製造されるもの　正味一、〇〇〇キログラムにつき　八四、〇八八円

3　喜界島において製造されるもの　正味一、〇〇〇キログラムにつき　五五、七五一円

4　徳之島において製造されるもの　正味一、〇〇〇キログラムにつき　五一、九四一円

5　沖永良部島において製造されるもの　正味一、〇〇〇キログラムにつき　六四、九六一円

6　与論島において製造されるもの　正味一、〇〇〇キログラムにつき　九五、九七六円